

# 令和4年度事業計画

我が国経済は、これまで経済活動に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症が昨年開始されたワクチン接種により、一旦は落ち着きを見せたものの、新たに発生した感染力の強い変異株の感染拡大により、持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さがみられるとしております。

一方、社会の動向を見ても、官民ともに感染防止対策と経済活動の両立を掲げておりますが、企業等においてはテレワークやリモート会議などが定着、度重なる蔓延防止等重点措置の発令による不要不急の外出自粛や飲食等の制限により、国民の生活はコロナ禍以前に戻ることはなく、新たな生活様式による日常が定着化し、さらには原油の高騰、東欧での紛争勃発などにより先行きの見えない厳しい経済情勢が続くものと想定されます。

ハイヤー・タクシー業界においても慢性化する労働力不足、コロナ禍による需要の激減、さらには燃料価格の高騰が厳しい経営環境に追い打ちをかける状況にある中、従前からの課題であるデジタル化、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、カーボンニュートラルへの取り組みなどの社会的要請を視野に入れた事業活動への取り組みやライドシェア解禁やmobi等の新たなモビリティ導入への動向注視と対応が求められております。

このような状況下、特別区・武三交通圏においては15年振りとなる運賃改定の要請が始まり、早期の実現が待たれるところであります。また、これまで業界の懸案となっておりました乗務員不足問題では、本年5月より二種免許取得要件の緩和措置が開始され、一種免許取得から1年以上、年齢では19歳以上となることから、新卒採用も大学生から高校生へと幅が広がるなど、明るい兆しも見えてきております。

コロナ禍での3年目となりますが、人々の暮らしが大きく変わる中であって、エッセンシャルワーカーとしての地域社会への貢献と非常時における緊急輸送手段としてタクシーが果たしてきた役割は非常に大きく、今後においても機動性の高い公共交通機関としての使命を果たしていかなければなりません。

このため、これからは「反転攻勢」に向けて、失われた2年間を取り戻すべく、各委員会連携のもと関係各所に所要の働きかけを行うとともに刻々と変化する社会ニーズ、利用者ニーズに的確に対応し、安心・安全・快適な輸送サービスの提供に向けて、以下の事業を推進して参ります。

## 一 経営対策

昨年12月より要請開始となった運賃改定の早期実現に向け適切に対応していくことに加え、ライドシェアの参入問題やサブスクリプションを利用した新たな乗合輸送サービスなどによるタクシーへの影響、さらには未だ終息していない新型コロナウイルス感染症による急激な需要の低下など厳しい経営環境を鑑みつつ、輸送の安全確保と利用者利便の向上を念頭にタクシー事業の活性化を図りながら、次の事業を推進する。

1. 平成19年以来15年ぶりとなる運賃改定の早期実現に向け、関係機関との連携、情報共有のもと、円滑な実施に向けて適切に対応していく。
2. 地域の抱える交通問題やニーズの変化に柔軟に対応すべく、自治体と緊密に連携し情報把握に努める。特にサブスクリプションでの新たな輸送サービスについては、地域公共交通会議等に積極的に参加し情報を共有するとともに、タクシーサービスの活用による問題解決に向け適切に対応する。
3. 国土交通省において実施されたダイナミックプライシングなどの実証実験結果を踏まえ、制度導入にあたっての問題点、課題等について調査研究を行う。
4. 全国ハイヤー・タクシー連合会において取りまとめられた「今後新たに取組む事項について」に掲げられ、正式に制度化された事前確定運賃及び相乗りタクシー運賃の実施状況を調査する。さらに、現行の空港定額運賃制度等のあり方についても検討する。
5. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法）による特定地域等の指定基準等をはじめとする行政からの諸施策について、関連委員会とともに引き続き適切に対応する。
6. 会員事業者の経営諸資料及び各種輸送実績資料等を収集し、タクシーの収入及び原価の分析や需要動向についての調査研究と収集する諸資料の統一化に向けた検討を行うとともに、行政によるタクシー事業の取組み、課題等について情報共有を行う。

## 二 広報対策

業界として取り組んでいる活性化策や感染防止対策、また、運賃改定が予定される中、今後も利用者に対し、より一層安全で安心なタクシーを広報していくことが重要な課題となっている現状を踏まえ、広報委員会として積極的な広報活動を通じて業界の取組を世論に訴えるとともに、会員事業者への広報にも努めていくための諸施策を次のとおり推進する。

1. タクシー生誕110周年を記念し、利用者への感謝の気持ちと業界イメージアップを

- 図るため、「8月5日タクシーの日」イベントとともに、「一行タクシー」のキャンペーンを展開することによる広報に努める。
2. 円滑な新運賃の実施に向けて、利用者に対するリーフレット等やインターネットメディア等を活用し、周知に努める。
  3. 「東京のタクシー」などを活用し、タクシーのイメージアップに繋がる情報提供に努めるとともに、ライドシェア問題をはじめとするタクシー業界が抱える諸問題について、正確・詳細な情報提供に努める。
  4. マスコミからの取材協力や、関係官庁記者クラブなどへの積極的なプレスリリースを行い、「東京のタクシー」の広報誌についても定期的に配布し、協会活動の広報に努める。また、学識経験者、消費者団体及び利用者代表などに対し適宜、適切に業界の現状について広報に努める。
  5. 観光客の多様なニーズに対応した「東京観光タクシー」や、「ユニバーサルデザインタクシー」などの利用促進のための広報活動を継続して実施する。
  6. 公共交通機関として業界が取り組んでいる交通事故防止対策、車いす利用者へのUDタクシーに関する取組、新型コロナウイルス感染防止対策などの諸施策について、業界内外に対してインターネットメディア等で発信して行く。
  7. スピーディーでタイムリーな情報発信を可能とするインターネットメディア（ホームページ、T's lifeなど）を利用した業界の現状や最近のタクシーサービスの紹介について、利用者及びマスコミ関係などに対する情報提供に努める。
  8. 羽田空港国内線及び国際線を利用する邦人・外国人利用者に対し、「羽田空港定額運賃」や「指差し外国語シート」などのサービス向上策の周知に努める。
  9. 東京都、警視庁、ニッポン放送及びTBSラジオと連携した「タクシー防災レポート車」制度、「タクシーこども110番」制度、ドライブレコーダーを活用した「タックン防犯情報システム」について治安維持に向けた広報活動を継続して実施する。
  10. タクシー利用のお客様の声を直接伺い、今後の利用者サービスに反映させる「エコーカード」や年1回実施する「1万人アンケート調査」により、タクシーへの意見・要望や利用動向を継続して把握し、サービスの向上に努める。

### 三 労務対策

令和4年度においては、新型コロナウイルスの長期化で先行き不透明な経営環境の下、会員における良好な労使関係の維持及び適切な労務管理による健全な企業経営の確立に資するとともに、引き続き順次適用されている働き方改革関連法の対応に取り組むため、以下の事項を中心に積極的な事業運営を図る。

1. 「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づいた労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、長時間労働などに関する改善事例の収集、

会員が活用できる資料の作成・周知、同プランの進捗状況調査の実施などにより、アクションプランの達成の支援に努める。

2. 厳しい人材確保難の中、国土交通省の「働きやすい職場認証制度」「女性ドライバー応援企業認定制度」などの普及促進に取り組み、若年労働者、女性ドライバーの採用拡大と定着を進める。

また、厚生労働省の「ハローワークにおける運輸業人材確保対策」「就職氷河期世代の方向け短期資格等習得コース事業」（本年度で3か年事業終了）、「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」（令和2年9月・全国ハイヤー・タクシー連合会策定）、東京しごと財団の助成による「人材確保支援事業」などを活用し、あらゆる年代のドライバーの確保に努める。

さらに、令和4年5月13日施行の改正道路交通法による2種免許受験資格の緩和（1種免許取得1年以上・満19歳以上）を踏まえ、高校・専門学校卒業生等の若年層を中心にPRを図り、乗務員不足の解消を支援する。

加えて、広報委員会等と連携し、業界のイメージアップに向け、タクシーの新しいサービス、若者、女性、高齢ドライバーなどの活躍及び働く環境の整備などについて情報を発信する。

3. 厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会による「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）の見直しについては、令和4年12月告示改正・同6年4月施行が予定されていることから、改正内容について会員に周知を図るとともに、適宜説明会等を開催し、理解の促進を図る。

4. 改正労働基準法、改善基準告示、最低賃金法等労働関係法令の遵守の周知を図るとともに、労働時間管理等の適正化、乗務員負担制度の見直し、積算歩合給制への移行等累進歩合制の廃止、短時間・有期雇用労働者等に対する不合理な待遇の解消、新たに生ずる労務問題の対応等労務管理の適正化のための支援を行う。

5. ハイヤー・タクシー業の令和3年の労働災害（東京労働局・速報値）については、休業災害は395件（交通事故193件、転倒70件。昨年は427件）、死亡災害は2件発生（昨年は1件）していることから、労働災害の防止のため、交通事故防止委員会と連携し取り組み、交通労働災害防止ガイドライン及び転倒災害防止対策等の一層の周知に努める。

また、感染症対策を含む健康管理の確実な実施や、過重労働による健康障害防止が図られるよう法令等周知に努める。

さらに、乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協会と連携しつつ、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努める。

6. 昨年度、「労務管理検討部会」が編集・発刊し、会員に配布した書籍「タクシー事業のための労務管理一問一答」を活用し、労務管理初任者を対象としたセミナー等を開催し、業界全体の労務管理のレベルアップを図る。

また、本年10月からの短時間労働者への社会保険適用拡大、令和5年4月からの月60時間を超える割増賃金率50%以上への引き上げ、令和6年4月からの自動車運転業務に係る時間外労働の上限規制等について、必要な情報を分かりやすく提供し、会員の理解の促進を図る。

なお、情報提供に当たっては「小委員会」を設置し、機動的に対応する。

7. 協会会員を主たる構成員とし、労務管理水準の向上を図る等の目的で自主的に組織・運営されている各ハイタク労務研究会等に対し、活動の充実が図られるよう支援する。

## 四 交通事故防止対策

「事業用自動車総合安全プラン2025」及び「関東地域事業用自動車安全施策2021」に基づき策定された「東京のハイタク事業における総合安全プラン2025」並びに令和4年秋に策定される予定の「関東地域事業用自動車安全施策2022」の実施目標の達成に向け、関係機関、団体との連携を更に強化し、次の交通事故防止諸対策を推進する。

### 1. 感染症対策の実施による安全な輸送体制の確保

事業者、管理者及び乗務員を含む従業員が一丸となり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う新しい生活様式を通常業務において引き続き継続し、日々の健康チェック、マスクの着用、うがい・手洗いの励行、車内換気と適宜の車内消毒に加え、乗客に対してもマスクの着用等の協力要請を行い、エッセンシャルワーカーとしての公共交通機関の役割を全うする。

### 2. 交通事故防止対策の推進

#### (1) 事故削減目標

2025年までに別添記載の「東京のハイタク事業における総合安全プラン2025」に掲げた交通事故削減目標を段階的に達成するため、令和4年度は、以下の削減目標の達成を目指すこととする。

- ① 死者数（一当） ゼロ
- ② 飲酒運転 ゼロ
- ③ 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転 ゼロ
- ④ 重傷者数（一当） 61人以下
- ⑤ 人身事故件数（一当） 1,661件以下
- ⑥ 出会い頭衝突事故件数（一当） 280件以下

- (2) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」、8日の「二輪車・自転車安全日」及び10日の「交通安全日」を継続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。

- (3) 出会い頭衝突事故は、相手方当事者が自転車及び二輪車の場合が圧倒的に多いので、このことを踏まえ、以下の方法により発生件数を減少させ、副次効果として

重傷者数の減少につなげる。

- 法定・指定速度の厳守と生活道路における速度の抑制
  - 優先道路走行時における自転車・歩行者の飛び出しを予測した防衛運転
  - 交差点右左折時における前方、左右及び後方の目視による横断歩行者及び自転車の有無に対する確認の徹底
  - 二段階停止、徐行の励行による見通しの悪い交差点通過時の徹底した安全確認
  - 信号表示変わり目の「見切り・後追い行動」を意識して排除
  - 「驕り・怒り・焦り・疲れ」を持たない余裕のある運転
  - 「慌てて行動しない」、「必ず人や車がいる」、「相手は避けない、止まらない」ことを意識した危険予測運転
- (4) 夜間における歩行者の信号無視・横断禁止場所横断等の事故防止対策及び深夜帯等の路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守、前方左右の安全確認、車間距離の保持、早めのライト点灯とこまめなハイビーム・ロービームの切り替えの励行、道路環境等の早期把握を行い防衛運転の徹底を図る。
- (5) 全国的に道路横断中の歩行者の死亡事故の発生割合が高いことから、特に、信号機のない横断歩道手前における減速と横断中及び横断開始前の歩行者優先を徹底する。
- (6) 乗務員、乗客に対する正しいシートベルトの着用の推進を図る。
- (7) 東京駅周辺、羽田空港周辺、六本木、銀座、赤坂、新橋、新宿、渋谷等の繁華街での安全不確認を原因とする交通事故が多発しており、これらの地域での交通の安全と円滑に大きな支障を来していることから、進路変更、ドアの開放時等における確実な安全確認を実施し、交通事故多発地域における交通事故防止に努める。
- (8) 首都高速道路走行時における法定・指定速度の遵守及び車間距離の十分な保持と道路工事・作業等の情報の把握に努め、危険予知運転による交通事故防止に努める。
- (9) 降積雪時における冬用タイヤの全車輪装着、タイヤチェーンの装着等によるスリップ事故及び立ち往生事案防止対策を推進する。
- (10) 春・秋の全国交通安全運動、夏季の交通事故をゼロにする運動、夏季・年末年始の輸送安全総点検及びTOKYO交通安全キャンペーンの効果的な推進を図る。
- (11) 運行管理者等を対象とした事故防止責任者講習会を東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と合同で開催するとともに、全国交通安全運動における東京都の交通事故防止対策スローガンである「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」を周知させ、「心でやろう大作戦」を引き続き展開する。

また、春・秋の全国交通安全運動並びに年末年始輸送等安全総点検の実施期間中に東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合及び東京都個人タクシー協会と連携して、都内主要駅タクシー乗り場においてシートベルト調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を実施し、乗務員の事故防止意識の高揚を図る。

### 3. 関東地域事業用自動車安全対策会議及び関東運輸局タクシー事故防止対策検討会への参画

本年度も、引き続き委員長が参画し、関東地区の事故件数削減に向けた方策の検討を進め、必要及び有用な情報について会員に展開する。

### 4. 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライブ・コンテスト及び高齢タクシードライバー交通安全教室への積極的な参加を推進する。
- (2) 関係機関、団体と連携し、追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故削減方策を考究する。
- (3) 他の専門委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像型ドライブレコーダー、遠隔点呼用IT機器等）の安全に資する活用や高齢ドライバー事故防止対策として、セーフティサポートカーSの導入を推進する。
- (4) タクシー乗務員の安全確保のため、乗務員指導委員会、東京タクシー防犯協力会等と連携を密にし、自主防犯体制を充実するとともに警察当局等の実施する防犯、捜査活動に積極的に協力する。
- (5) 健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）の活用を推進し、危険な要因を有する乗務員に対する検診等の実施を推進する。

加えて、国土交通省が令和3年度から眼科検診の普及に向けたモデル事業を実施したことから、事業の趣旨をよく理解し、乗務員の視野障害に関する運転リスクを周知し、眼科検診の受診を奨励する。

- (6) 国土交通省自動車局が平成30年9月に策定した「自動運転車の安全技術ガイドライン」に基づく自動運転実用化の取り組みを注視し、必要な情報の共有に努める。

### 5. 出庫前及び帰庫後の点呼等の確実な実施

運行管理者等は、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転等の悪質・危険な運転の絶無及び睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無の確認、アルコール検知器の使用による出庫前及び帰庫後の点呼等の確実な実施を徹底する。

### 6. 運輸安全マネジメントへの取り組み

経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保を第一として、三位一体となって社内に安全風土・安全文化を構築するなど、運輸の安全に関するPDCAサイクルに沿った事故削減の推進を図る。

### 7. 「運輸防災マネジメント指針」に基づく自然災害への対応

令和3年8月に総務委員会において策定した「風水害に備えたタクシー運行業務の

あり方」の活用による自然災害対応力の向上と輸送の安全確保を実現する。

また、風水害等の発生により安全な運行の阻害が予想される場合は、積極的なリアルタイム情報の提供に努め、被害が予想される危険地域の周知を図る。

## 8. 社内研修等の推進

### (1) 事故分析に基づく対策

- ① 交通事故総量抑制対策として、タクシー事故の特徴である「出会い頭事故」及び「追突事故」防止対策を重点的に推進する。
- ② 空車時の事故件数が実車時の事故件数の3倍であることから、空車走行時の安全確認の励行につき、日頃の指示及び指導を徹底する。
- ③ 死亡事故抑止対策として、「信号無視を含めた道路横断中の歩行者との事故、路上寝込み者の轢過事故」防止対策、「首都高速道路における速度超過、車間距離の不保持、道路工事等の道路環境の未把握による事故」防止対策、「あおり運転」の加害者や被害者にならないための教養及び予防対策並びに「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。

### (2) 社内研修の推進

- ① 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用した乗務員教育の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング（KYT）及びヒヤリハット事例の共有並びにデジタル式運行記録計を使用した運転状況の間診等による安全運行教育を運転者参加・体験・実践型で推進する。
- ③ ドアサービス、トランクサービス、車いす乗車対応等、車外活動時においても「ながら運転」車両の接近等の際し、お客様を含めた危険回避ができるように、常に周囲の交通環境の把握に努めるよう注意を喚起する。

「東京のハイタク事業における総合安全プラン2025」に掲げた交通事故削減目標

法人タクシーの年間交通事故削減目標	
死者数（一当）	ゼロ
飲酒運転	ゼロ
覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転	ゼロ
2025年までに重傷者数（一当）	55人以下
2025年までに人身事故件数（一当）	1,500件以下
2025年までに出会い頭衝突事故件数（一当）	200件以下



## 五 環境・車両資材対策

本年度は、昨年度に引き続きタクシーが一番安全・安心な公共交通機関であることを発信していくため、タクシー車両の「安全性の維持・向上」、「環境問題への貢献」、新型コロナウイルス感染症防止措置の確実な実施を始めとした「車内環境の改善・向上」など、環境・車両資材のあり方等について検討を進め、次の諸対策を推進する。

1. 当委員会内に設置した小委員会を中心として、以下の活動を行う。
  - (1) タクシー車両の安全性向上のため、最新のASVを調査研究するとともに、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、後席シートベルト非着用警報装置等の情報収集に努め、その有効性を検討し、機能の改善等について、自動車メーカー等に対し要望、提言を行う。
  - (2) 車内外で使用する通信機器等（タクシーメーター（含ソフトメーター）、スーパーサイン、乗務員用タブレット、キャッシュレス決済機及び多言語翻訳機能付お客様用タブレット等）の導入及び改善による訪日外国人旅行客等の利用者サービス向上の為、その機能等について調査・研究を行うとともに、国及び東京都の補助制度の情報収集や会員への展開を図る。
  - (3) ユニバーサルデザインタクシーであるトヨタJPN TAXIの利便性・快適性の向上、車両構造の改善等について引き続き検討し、他委員会と連携しながら自動車メーカー等に要望、提言等を行う。

また、他メーカーよりタクシーとしての使用を提案されている車両についての確認等を行う。
  - (4) タクシー車内環境の改善・向上を図るため、最新の新型コロナウイルス感染状況を把握し、感染症防止措置に関する国、東京都、自動車メーカー、大学や企業の研究機関等の取組や補助制度について情報を収集・展開するとともに、関係各方面に要望、提言等を行う。

また、最新の車内防犯カメラ等の情報を収集し、整備・普及を図る。
2. 自動車メーカー等が開発する自動運転車の開発状況について情報を収集し、会員への展開を図る。
3. 環境負荷の少ないLPGハイブリッド車（LPG-HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）等の電動車に関する情報を収集・展開するとともに、交通エコロジー・モビリティ財団の行うグリーン経営の認証取得のためのセミナー開催について周知を図る。
4. 関東運輸局が開催する整備管理者研修資料作成検討会へ参画するとともに、東京運輸支局が開催する整備管理者研修会（選任後）の開催及び講師派遣に協力する。
5. LPG燃料等の急激な価格変動時における国の諸施策等に関する情報を収集するとともに、購入価格調査を継続的に行い、その価格変動等を注視し、必要に応じて会員

への情報展開を図る。

6. 導入が進んでいるトヨタJPN TAXI等ハイブリッド車両は、従前の日常の点検方法等が異なることから、車両の安全を確保するため、各メーカー等から点検方法など車両情報を収集し会員へ展開する。

## 六 乗務員指導対策

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく地域計画で示されているタクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境作り、交通問題、都市問題の改善等を図るほか、乗務員の資質の更なる向上を実現するため、次の事業を推進する。

### 1. 感染症対策等、安全確保の徹底

管理者及び乗務員が健康管理に細心の注意を払い、マスクの着用、手洗い、うがい等を励行するほか、適時、車内の換気、消毒等を実施すると共に、お客様に対してもマスクの着用等の協力要請をし、新型コロナウイルス等、感染症対策に万全を期し、お客様に安心して安全にご利用いただける環境づくりに努める。

### 2. 繁華街やターミナル駅等の乗り場における交通秩序の維持

- (1) 六本木交差点、東京駅八重洲口（外堀通り）等の違法客待ち駐車等について、東京タクシーセンターと連携し、特別街頭指導の実施等により、効果的な対応を図る。
- (2) バスタ新宿の円滑な運用に資するため、ルールに従った適切な運用を図る。
- (3) 関係機関や住民等からの通報によるバス停留所等、都内各所における違法客待ち駐車等について、迅速かつ適切な対応を図る。

### 3. 新設・改良タクシー乗り場等の円滑な運営

- (1) 渋谷駅街区土地区画整理事業等に伴うタクシー乗り場の変更、タクシープールの設置等について、引き続き関係機関と協議を進めると共に、西口タクシー乗り場の暫定運用及び地下のタクシープールの新たな運用について周知する。
- (2) 新宿駅直近地区再整備に伴う工事連絡会議及び品川駅西口周辺地区の整備事業に伴う西口交通対策部会に参画し、タクシー乗り場・タクシープールの変更・設置等について関係機関と協議を進める。

### 4. 銀座乗禁地区及び付近への対応

- (1) 首都高速道路土橋入口付近、交詢社通り、新幸橋周辺等における不適正な乗車行為の防止を図る。
- (2) 各乗り場への入路方法等について、ルール遵守の徹底を図る。
- (3) 築地川第一駐車場を利用した銀座1号乗り場へのショットガン方式については、関係機関等と連携して適切な管理・運用を図る。
- (4) 中央通り及び晴海通りにおける駐停車禁止場所での利用客の乗降等、法令違反の

根絶を図る。

#### 5. タクシー乗り場等の円滑な運用

- (1) 優良タクシー乗り場として設置されている各乗り場について、円滑な運用を図る。
- (2) 新型コロナウイルス感染状況を勘案して利用者の意向を尊重し、感染防止対策を講じた上で、タクシー乗り場等におけるドアサービス、トランクサービス、挨拶の励行等、ホスピタリティの向上を図る。
- (3) 鉄道沿線乗り場での空車待ち状態を解消するため、事業者間、関係機関との情報共有を積極的に行い、利用者利便の向上を図る。
- (4) 短距離でも気持ちよく利用いただけるよう接客マナーの向上を図る。

#### 6. 乗務員の法令・マナー違反の根絶と健康管理

- (1) 飲酒運転・薬物使用運転の根絶に向け、確実な出庫前点呼及び帰庫後点呼を実施するなど、安全管理の徹底を図るほか、繰り返しの指導・教養による「あおり運転」等の悪質・危険な違反行為の絶無を期す。
- (2) 東京駅、羽田空港等のタクシー乗り場、タクシープール等、また、青山・芝公園タクシー調整待機所周辺等における喫煙・タバコやゴミの路上投棄などに関する一般市民や関係機関からの苦情が依然として跡を絶たないことから、マナー向上対策及び法令、規則の遵守に関する指導の強化を図るとともに、環境美化運動を推進する。
- (3) 日枝神社外周道路等、住宅街等の駐（停）車禁止場所での待機及び喫煙は、道路交通法違反に加え、東京都環境確保（アイドリングストップ）条例、各自治体の環境確保（路上喫煙禁止）条例等に抵触するものであり、近隣住民等の生活環境を悪化させていることから、道路上での待機・休憩については、時間の長短に拘わらず、法令遵守及び居住者等の生活環境阻害の防止に細心の注意を払う。
- (4) 配車アプリの普及、タブレット端末の整備等により、車載の電子・映像機器の多様化が図られているが、運転中のこれらの機器の注視に起因する「ながら運転」交通事故や法令違反の絶無に努める。
- (5) 乗務員自身によるシートベルト装着時のクリップ止め等の不適切事案の絶無を図るほか、発車前、乗客に対し、シートベルトの装着を促すなど、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの適正な装着を実現する。

#### 7. 羽田空港タクシー乗り場等の円滑な運用

- (1) 羽田空港各タクシー乗り場における入構条件を周知し、円滑な運用を図る。
- (2) 羽田空港を利用する外国人旅行者に対するホスピタリティの向上に努める。
- (3) 定額運賃の適切な運用について徹底を図る。

#### 8. 良質な乗務員の確保と健全で魅力ある職場づくり

- (1) 交通違反歴や乗客からの苦情が多い問題のある乗務員の他社への移動が容易である現状を改善するため、運転者記録証明の活用を徹底すると共に、安全運転、接客マナー等に定評のある乗務員を賞揚するなどし、良質な乗務員の確保に努める。
- (2) 健全で魅力ある職場作りのためには、交通法令の遵守及び交通事故防止に加え、

薬物使用、暴行・傷害、わいせつ・ストーカー行為、窃盗等の犯罪を起こさせないための指導が重要である。

出庫及び帰庫時の点呼だけでなく、あらゆる機会を通じて管理者と個々の乗務員との意思疎通により、問題兆候の把握に努め、犯罪者を出さない職場を実現する。

- (3) 一昨年度から昨年度にかけて、脳疾患を原因とする死亡事故が2件発生したことから（法人・個人各1件）、健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）に基づき、危険な要因を有する乗務員に対して検診等の実施を推進する。

また、国土交通省が令和3年度から眼科検診の普及に向けたモデル事業を実施したことから、事業の趣旨をよく理解し、乗務員の視野障害に関する運転リスクを周知し、眼科検診の受診を奨励する。

#### 9. UDタクシーの適正な営業の実現

UDタクシーは、流し営業にも活用されることを念頭に、身体障害者のほか、高齢者、妊産婦、子供連れ等の方々も等しく利用できる福祉タクシー車両として導入の促進が図られているところである。

このような状況の中、流し営業時に加え、予約時においても、車いす利用の方の運送申し込みが断られる事案が発生していることから、乗務員がUDタクシーの構造、機能を十分に理解し、スロープ板等の円滑な操作が行えるよう習熟訓練を繰り返し実施し、利用者利便の向上に努める。

その一方で、乗務員の意見を積極的に汲み上げ、メーカー、ディーラー、行政機関、利用者団体等との意見交換を密にし、構造、機能の改良・改善に関する要望・意見を積極的に発信する。

#### 10. 大地震・風水害発生時の乗務員災害対応マニュアル及び風水害に備えたタクシー運行業務のあり方の周知

- (1) 大地震発生時の乗務員の対処方法等について、「乗務員災害対応マニュアル」に基づいて乗務員に周知を図る。
- (2) 「運輸防災マネジメント指針」に基づき、令和3年8月に総務委員会において策定した「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」を事業者及び乗務員に周知し、被災防止に努める。

#### 11. 道路環境等の的確な把握

ハロウィン、カウントダウン等に伴う交通規制に関し、積極的に情報を収集して乗務員への周知を図り、安全な運行を確保する。

#### 12. 無線システムの有機的な活用

- (1) 無線従事者等に対する講習会を東京タクシー防犯協力会等と連携して実施する。
- (2) タクシー乗務員と無線基地局との緊密な連携により、事件・事故発生時の警察への迅速な通報を実現し、事件解決に寄与すると共に、警察からの各種捜査協力要請については迅速に対応し、事件の早期解決に寄与する。

### 13. 防犯対策の一層の推進

乗務員や利用者の安全確保を図る見地から、随時、各種防犯設備の点検を実施すると共に、関係諸官庁及び東京タクシー防犯協力会と連携を図り、情報発信を積極的に行い、タクシー防犯活動を強力に推進する。

特に乗務員に対する防犯指導を強化し、安全な職場環境づくりに努め、売上金・釣銭等の金銭窃取事案、無賃乗車事案、寸借詐欺事案、酔っ払いの運賃踏み倒しや凶器使用等による強盗事案等の未然防止に努め、これらの事案が発生した際は、防犯灯の点灯、緊急通報装置の作動を確実に実施するほか、必ず現場で110番通報し、警察官の臨場を求めて被害申告し、ドライブレコーダーの画像を提供するなど、被疑者の検挙と同種事案の再発防止のため、捜査協力に努めると共に、タクシーがテロ等の犯罪に利用されることのないよう、車両から離れる場合は短時間であっても必ず施錠するなどして、タクシーの盗難被害防止には細心の注意を払う。

また、令和元年12月20日に東京都都民安全推進本部との間で「ながら見守り連携事業」の協定を締結したところであるが、本年度も引き続き、日常業務を通じて、犯罪認知時の迅速な警察への通報、子供や高齢者等の弱者が救助を必要としている場合に迅速な保護措置を講じ「安全に安心して暮らせる地域づくり」に取り組む。

## 七 ハイヤー対策

安全で良質なサービスの提供とハイヤー事業の効率化・合理化や安定的な経営基盤の確立を図るため、次の事業を推進する。

1. コロナ禍におけるハイヤー事業の需要の減少を踏まえ、新たなハイヤー利用促進にむけた諸対策について、調査・検討を行う。
2. 需要の増販及び市場（マーケット）の拡大、並びに高品質なサービスの提供等について、調査・検討を行う。
3. 運賃改定後3年間の実績と現状を踏まえた運賃制度について調査・検討を行う。
4. 環境問題を見据えた今後のハイヤー車両のあり方について調査・研究を行う。
5. 安全管理体制の取り組みを向上させ、運輸のより一層の安全の確保を図る。
6. 多様化する顧客ニーズに対応した運賃・料金制度について調査・研究を行う。
7. 「働き方改革」について、調査・検討を行う。
8. 羽田空港国内線及び国際線ハイヤー乗り場の円滑な運営・秩序維持を図るための調査・検討並びに街頭指導を行う。

## 八 ケア輸送対策

高齢化が急速に進行する中、高齢者、障害者の社会参加の観点から、安全で安心な交通

手段として、福祉タクシーや介護タクシーさらには一般タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）によるケア輸送サービスが広く期待されていることに加え、新型コロナウイルス感染拡大状況も踏まえつつ高齢者や障害者等の多様なニーズに対応したケア輸送サービスの提供及びその質の向上を図るため、次の事業を推進する。

1. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法によるケア輸送のあり方等を検討するとともに、令和2年11月に改正された地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方、並びに道路運送法等に規定する自家用自動車による有償旅客運送について調査研究を行う。
2. 地域における高齢化の状況等を踏まえ、高齢者や身体障害者等移動制約者の社会参加を支援するためのタクシーの役割について調査研究を行う。
3. ユニバーサルデザインタクシー車両の車椅子利用者に係る乗降については、東京都において条例化された合理的配慮の義務化に配慮しながら、国土交通省通達の主旨も踏まえ対応するとともに、車椅子による乗車の際には可能な限りスムーズに実施できるよう社内研修等の実施を引き続き推進していく。

併せて、行政によるタクシー事業の取組み、課題等についても情報共有を行う。

4. 全国ハイヤー・タクシー連合会において策定された「タクシー業界において新たに取り組む事項について」の追加項目にある「UDタクシー・福祉タクシーの配車体制の構築」を実施するために作成・配布した「車いすユーザーからの乗車依頼時（予約・配車受付時）における対応マニュアル」について、関連団体等と引き続き連携しながら必要に応じマニュアルの記載内容を更新し、情報を共有していく。

併せて、UDタクシーに対する利用者の理解も深めてもらえるよう、自治体等が開催するイベント等にも積極的に参加する。

5. 地方自治体が主宰する福祉有償運送運営協議会に参加するタクシー事業者代表委員の選出、推薦をケア輸送委員会委員を通じて各支部に依頼するとともに、必要に応じ配置の調整及び研修等を実施する。

また、各協議会における議事録等についても協会ホームページを活用し、情報共有を行う。

6. 協会にて作成・配布した筆談マーク（耳マーク）及び点字シールの車内表示を推奨する。

## 九 総務対策

協会組織の連携、強化並びに災害に備えた対策を講じるため、次の事業を推進する。

1. IT化構築の推進、協会業務遂行の合理化、効率化を促進するとともに、事務局組織

の活性化について以下の検討を行う。

- (1) ウィズコロナを見据え、リモート会議開催に向けた課題の整理
- (2) 協会各種規定類の整理・見直し
2. 協会財務の健全化とその維持に努めるとともに、コロナ禍における厳しい経営状況を踏まえ、予算、決算の適切な執行を図る。
3. タクシー共通乗車券の廃止に伴う清算業務等の適切な執行を図るとともに、来る令和5年3月末の終了に向け、引き続き必要となる諸手続きを円滑かつ確実に実施する。
4. ハイヤー・タクシーに係る税務、保険、各種助成金制度及び交通対策等について、政党・行政機関等への要望活動を推進する。
5. 災害対策における各種マニュアルについて、周知徹底を図る。
6. 協会活動の円滑化に資するため、雇用対策等の協会決定事項の徹底及び調整を図る。
7. 諸外国とのハイヤー・タクシー事業を通じて提携交流を深め、あわせて業界の発展に資する。
8. 関係省庁等に係る示達事項及び情報の把握と会員への速やかな伝達に努めるため、以下の検討を行うとともに、関係団体との協調活動を推進する。
  - (1) 協会ホットラインメールの開封率向上に向けた取組
  - (2) 「電子帳簿保存法」および「インボイス制度」についての周知
9. 改正タクシー特措法に基づく地域計画に盛り込まれた項目について検討する。
10. 他の委員会に属さない事項。

## 十 適正化事業実施機関

1. 道路運送法第43条の3第1項に基づき、旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を東京運輸支局と連携をとり綿密に立て、巡回指導を的確かつ公正に実施し、改善を要する事業者にはきめ細かな指導を実施する。
2. 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、過労運転（薬物使用含む）、速度超過、健康起因事故等の防止対策の推進を事業者及び運行管理者に対し行う。
3. 事業者に対する巡回指導において、コンプライアンス確立に向け、法令及び法令の解釈等の周知徹底を行う。
4. 会員事業者及び運行管理者に対し、事業の適正及び健全な発展に資するため、法令の改正及び解釈等について研修等を行う。
5. 協会ホームページ内に開設した適正化事業室のページに、業務用資料として関係法令等の改正、通達等を掲載し、随時更新を行う。
6. 指導員としての資質の向上及び情報の収集のため、適正化事業に係る各種セミナー等を積極的に聴講し、会員の管理業務に必要と思われる情報については、協会ホー

ムページを活用し情報提供を行う。

## 十一 タクシー活性化プロジェクトチームの活動

「東京観光タクシードライバー認定研修」制度の創設から10年となることを踏まえ、これまでの研修における問題点、課題点の整理を行い、今後の研修に反映させる。

併せて、観光施設への優遇措置の拡充に取り組むとともに、観光タクシーの利用促進に向けたPRを実施する。

## 十二 新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

昨年度までに、新型コロナウイルス感染症の変異株が置き換わる環境下、業界ではこれまでにないドライバー不足が深刻化している。

このことから、若者・女性ドライバーの採用による業界活性化に向け、特に本年5月より二種免許取得要件が緩和され、一種免許取得から一年以上、年齢では19歳以上となることから、採用PRの対象を新卒関係では、大学生に加え高校生や専門学校生まで枠を広げ、更に子育て中及び子育てを終えた女性に、タクシードライバーがコロナ禍においても国民生活に不可欠な業務に従事する「エッセンシャルワーカー」としての誇りや使命感、やりがいを発信するため、労務・広報委員会と連携し、都内ハローワーク等の協力を得て、本年度は次のとおり推進する。

1. タクシードライバーという職業の魅力と二種免許取得要件の緩和を効果的に発信するため、新たに若者向けのチラシを作成すると共に、小冊子「タクシードライバーの仕事NAVIGATION GUIDE」について、都内ハローワークを通じ各大学、高校、専門学校に対し学内設置やPRを推進する。
2. 子育て中や子育てを終えた女性向けに、都内ハローワークを通じてPRしたパンフレット「TAXI DRIVER 私の仕事はタクシードライバー」について、コロナ禍においても安心・安全に乗務ができることを新たに加え、作成配布する。

## 十三 女性タクシー経営者の会の活動

これまでの活動を踏まえ、社会貢献活動、定例会の開催による意見交換、セミナーや視察等をとおり会員相互の連携と見識を深め、女性がより一層活躍できる職場となるよう情報発信に努める。